

2013年に単位履修修了薬剤師を取得された方へ

2018年10月吉日

日本腎臓病薬物療法学会
腎臓病薬物療法専門薬剤師認定制度対策委員会
委員長 木村 健

時下、貴殿におかれましてはますますご活躍のこととお慶び申し上げます。
2013年に単位履修修了薬剤師を取得された方におかれましては、2018年12月31日をもって資格が消失します。更新を希望される方は、下記の通り手続きを行ってください。

記

対 象:2013年に単位履修修了薬剤師を取得されて更新を希望される方

受付期間:2018年12月5日～2018年12月22日

提出物:・申請書(単位履修修了薬剤師)

- ・単位履修証明書(単位履修修了薬剤師)
- ・履修単位を証明するもの(以下の単位数は新単位換算)

原本提出 → 日本腎臓病薬物療法学会学術集会参加証明(3単位)

本学会が発行する認定証(1単位)

※他の認定申請で既に原本提出済みの方はどの認定で提出したかの説明を追加の上、原本コピーを提出して下さい。

コピー可 → 他の学会の学術大会の参加証(2単位・1単位)

- ・申請料納入の写し

申請までの手順

- ①更新料(5,000円)を振り込む(更新料振込証明書を申請書に貼付すること)
- ②申請書に必要事項を記入し提出物を揃えて郵送する。

●振込先

三菱東京UFJ銀行 熊本支店 (店番 655)

口座番号 0117016 口座種類 普通預金

口座名 日本腎臓病薬物療法学会 理事長 平田 純生

※振込手数料は申請者様のご負担とさせていただきます

※申請料はいかなる場合も返却いたしません

●郵送先

日本腎臓病薬物療法学会事務局

〒100-0003

東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 9F(株)毎日学術フォーラム内

電話 03-6267-4550

※配達状況の確認が可能な送付方法(レターパックや簡易書留など)にて、封筒の表に「単位履修修了薬剤師更新申請書在中」と朱書きし郵送してください。なお、申請書類等の返却には応じられません。予めご了承ください。

◆単位履修修了薬剤師の更新資格

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師としての優れた人格および識見を備えていること。
- (2) 継続的に本学会員であること。
- (3) 日本腎臓病薬物療法学会が示す単位基準の修得単位が、5年間で20単位以上あること。ただし、毎年4単位以上履修すること。^{注1)}

注1) 2016年12月までに取得した単位は1/3として計算されます。HP掲載の「認定制度申請時における単位基準一覧」をご確認ください。

◆単位不足などにより更新ができない方へ

この度取得単位が不足する方は、2018年12月31日をもって一旦資格が消失しますが、2018年と2019年において8単位(新単位換算)を取得し、認定資格を満たす場合は、2019年12月予定の単位履修修了薬剤師を申請することができます。

◆単位履修修了薬剤師の認定資格

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師としての優れた人格および識見を備えていること。
- (2) 薬剤師歴5年以上、申請時において3年以上本学会員であること。薬剤師歴は医療機関での常勤並み勤務の通算とする。また、直近2年間は常勤並みの継続勤務を必要とする。^{注1)}
- (3) 日本腎臓病薬物療法学会が示す単位基準の修得単位が、申請時の直近2年間で8単位以上あること。^{注2) 注3)}

注1) 薬剤師歴5年以上とは、病院・診療所、保険薬局などの医療現場にて薬剤師とし通算5年以上従事(勤務)していることを意味し、勤務状況を証明する文書が必要です。申請受付開始日から遡って2年間は継続勤務(常勤並み)が条件となります。

会員歴の3年以上は、2018年度以降で2018年度・2019年度・2020年度の会員であれば認められます。学会の会員年度は9月1日～8月31日で、2020年度会員は2019年9月1日～2020年8月31日の年会費を納めている人です。（ご自身の学会歴は学会事務局にご確認ください）

注2) 直近2年間とは、申請受付開始日から遡って2年間が対象となります。

注3) 2016年12月までに取得した単位は1/3として計算されます。HP掲載の「認定制度申請時における単位基準一覧」をご確認ください。

以 上